

日本赤十字北海道看護大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術を中心として、広く知識を授け、深く専門の学術を教授、研究するとともに、知性、道徳及び応用的能力を養い、もって国内外で活躍できる実践力をもった看護専門職の育成及び看護学の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、日本赤十字北海道看護大学と称する。

(位置)

第3条 本学は、北海道北見市曙町 664 番地 1 に置く。

(学部)

第4条 本学に、看護学部（以下「学部」という。）を置き、学部に看護学科を置く。

2 看護学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員	100 人
------	-------

収容定員	400 人
------	-------

(学部の教育目標)

第5条 学部は、次の各号に掲げることを教育目標とする。

- (1) 赤十字の人道理念を実践できる看護人材を育成する。
- (2) 人格的成熟・自立を図り、他者との関係性を発展させることができる能力を培う。
- (3) 事実を的確に判断し、問題を抽出し、創造的に解決できる能力を育む。
- (4) 看護の基礎を踏まえ、科学的・倫理的判断に基づくケアを提供できる能力を養う。
- (5) 社会的責任を自覚し、生涯学習し続け、他の専門職と協働活動し得る能力を養う。
- (6) 常に世界に関心を持ち、看護実践を通じて国際貢献できる能力を養う。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置き、大学院に看護学研究科を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学期間は、8年を超えることはできない。ただし、再入学、編入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 前項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業期間)

第9条 授業期間は、年間35週を原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(休業日)

第10条 休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で定める休日

(3) 日本赤十字社の創立記念日(5月1日)

(4) 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日(学年暦により定める。)

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

3 学長は、必要があると認めるときは、休業日に臨時に授業を行うことができる。

第3章 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和 4 年文部科学省令第 18 号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者

(9) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、その後本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学者選抜）

第 12 条の 2 入学者の選抜は、本学の入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜のうえ、学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

（入学の志願）

第 13 条 本学に入学を志願する者は、本学が指定する期間内に、所定の書類に第 40 条に規定する入学検定料を添えて提出しなければならない。

（入学の手続き）

第 14 条 第 12 条の 2 第 2 項に規定する学長の決定に基づき合格通知を受けた者は、本学が指定する期間内に所定の書類を提出するとともに、第 41 条に規定する入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 15 条 本学を退学した者又は除籍とされた者が退学又は除籍後 2 年以内に再入学を志願したときは、教授会の議を経て、学長は相当する学年に再入学を許可することがある。

2 再入学の許可及び手続きは、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

（編入学）

第 16 条 本学に編入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長が相当する学年に編入学を許可することがある。

2 編入学の許可及び手続きは、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

3 編入学を許可された者が他の大学等に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。

4 編入学に関して必要な事項は、別に定める。

（転入学）

第 17 条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志願する者があるときは、審査のうえ、教授会の議を経て、学長は相当する学年に転入学を許可することがある。

2 転入学の許可及び手続きは、第 13 条及び第 14 条の規定を準用する。

3 転入学を許可された者が他の大学に在学した期間及び修得した単位は、教授会の議を経て、学長はその全部又は一部を本学の修業年限及び履修すべき単位に認定する。

4 転入学に関して必要な事項は、別に定める。

(保証人)

第 18 条 本学に入学を許可された者は、保証人を定め、本学が指定する期間内に所定の身元保証書により届け出なければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

4 学生は、保証人を変更したとき、又は身元保証書の記載事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第 4 章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学及び転学)

第 19 条 本学を退学又は転学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(休学)

第 20 条 疾病その他の事由により引き続き 2 月以上修学することができない者があるときは、学長は休学を許可する。

2 前項の規定により休学しようとする者は、所定の書類にその理由を記載し、保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、疾病その他の事由により、修学することが適当でないと認められる者があるときは、学長は休学を命じることができる。

4 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別な事由があると認められるときは、学長は引き続き更に 1 年の範囲内の休学を許可することができる。

5 休学の期間は、通算して第 7 条に規定する修行年限を超えることができない。

(復学)

第 21 条 前条の規定により休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 前項の規定により復学しようとする者は、所定の書類に保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

(留学)

第 22 条 外国の大学又はこれに相当する教育機関等への留学を希望する者があるときは、学長は留学を許可することがある。

2 前項の規定により留学しようとする者は、所定の書類に保証人署名のうえ、学長に願い出なければならない。

3 留学期間は、修業年限及び在学期間に算入できる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第 23 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第 7 条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第 20 条第 4 項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第 5 章 教育課程及び授業科目

(教育課程の編成方針)

第 24 条 本学は、卒業の認定に関する方針及び教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを基礎として、当該学部及び学科に係る専門の学芸を教授するよう配慮するものとする。

(授業科目)

第 24 条の 2 本学において開設する授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目Ⅰ、専門科目Ⅱ、研究とする。

- 2 前項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第 1 のとおりとする。

(授業の方法)

第 24 条の 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業を、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第 1 項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 1 項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(組織的な研修等)

第 24 条の 4 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

- 2 本学は、学生に対する教育の充実を図るため、本学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。
- 3 本学は、授業科目を補助させる学生及び本学が定める者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

(単位の計算)

第 25 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 24 条の 3 第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験、実習及び実技は、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮した単位数を、教授会の議を経て、学長は別に定めることができる。

(単位の認定)

第 26 条 本学は、各授業科目を履修し試験もしくはその他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して所定の単位を与える。

(成績評価基準等の明示等)

第 26 条の 2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修の方法及び履修科目の登録の上限)

第 27 条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4 か年に分けて履修させるものとする。

- 2 授業科目の履修方法は、別に定める。
- 3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が履修すべき単位数について、1 学期又は 1 年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。
- 4 本学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業科目の登録)

第 28 条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 29 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は外国の短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は高等専門学校の専攻

科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学、短期大学又は高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位(科目履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、前条第2項の場合に準用する。

- 3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第3項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項から第3項までの規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価)

第31条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C及びDで表し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(試験等の時期)

第32条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第33条 授業科目の履修について登録していない者は、試験を受けることができない。

- 2 授業科目の出席時数が所定の基準に達しない者の単位認定は、原則として行わない。

(追試験及び再試験)

第34条 本学において必要と認めたときは、追試験又は再試験を行うことがある。

- 2 追試験は、病気その他のやむを得ない事由により試験等に欠席した者を対象とする。

(卒業の認定)

第35条 学生が本学を卒業するためには、124単位以上を修得することのほか、本学が定める卒業の要件を満たさなければならない。

- 2 卒業認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

- 3 第1項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第24条の3第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業の時期)

第 36 条 卒業の時期は、毎年 3 月とする。ただし、特別の事情があるときは、9 月に卒業させるときがある。

(卒業証書の授与)

第 37 条 学長は、第 35 条第 2 項に規定する卒業認定を得た者に対し卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第 38 条 学長は、本学を卒業した者に対し学士（看護学）の学位を授与する。

(国家試験受験資格の取得)

第 39 条 本学において取得することができる資格は、保健師、看護師にかかる国家試験受験資格とする。

2 前項の保健師国家試験受験資格取得を希望する者は、第 35 条の規定によるほか、保健師に関する科目を履修し、必要な単位を修得しなければならない。

第 7 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第 40 条 本学に入学を志願する者は、入学検定料として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第 41 条 本学に入学を許可された者は、入学金として別表第 2 に定める金額を納めなければならない。

(授業料及び維持運営費)

第 42 条 授業料及び維持運営費は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本学において特別の事由があると認められた者は、授業料及び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、学長は、特別の事由があると認めた者の授業料、維持運営費及び次条のその他の納付金（以下これらを「授業料等」という。）を免除又は減額することがある。

(その他の納付金)

第 43 条 実験実習料、その他教育に必要な費用（以下「その他の納付金」という。）は、別表第 2 のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

第 44 条 退学若しくは転学する者、退学を命じられた者又は停学中の者は、当該期の授業料等の全額を納めなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第 45 条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等は全額を納めなければならない。

- 2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期の授業料等に代えて別表第2に定める在籍料を納めなければならない。
- 3 前期又は後期の途中で復学した者は、復学した当該期の授業料等から納入された在籍料を差し引いた額を納めなければならない。
- 4 留学した者の授業料等は、前3項の規定を準用する。
(納入された納付金の不還付等)

第46条 納入された入学検定料、入学金及び授業料等は、還付しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める事項に該当するときは納入された納付金を返還することがある。

第8章 職員及び教授会

(職員)

第47条 本学に、学長、学部長、事務局長、図書館長、看護開発センター長及び災害対策教育センター長を置く。

- 2 本学に、必要に応じ、副学長及び学務部長を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、本学の教育研究の業務に必要な教育職及びその他の職員を置く。

(教授会)

第48条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 図書館等

(図書館)

第49条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関して必要な事項は、別に定める。

(看護開発センター)

第50条 本学に看護開発センターを置く。

- 2 看護開発センターに関して必要な事項は、別に定める。

(災害対策教育センター)

第51条 本学に災害対策教育センターを置く。

- 2 災害対策教育センターに関して必要な事項は、別に定める。

(保健施設)

第52条 本学に保健室を置く。

- 2 保健室に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生、特別の課程履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生
(科目等履修生)

第 53 条 本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程履修生)

第 53 条の 2 本学は、学校教育法第 105 条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、教授会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

3 特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める

(聴講生)

第 54 条 本学が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の議を経て、学長は聴講生として許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 55 条 本学において、他の大学又は短期大学(外国の大学又は外国の短期大学を含む。)との協議に基づき、教授会の議を経て、学長は当該大学又は短期大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 56 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 57 条 学力優秀な学生又は学生として表彰に値する行為があった者に対し、教授会の議を経て、学長は表彰することがある。

(懲戒)

第 58 条 本学の学則その他の規程に背き、又は学生としての本分に反する行為があった者に対して、教授会の議を経て、学長は懲戒することがある。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な事由がなく出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反する行為があった者
- 4 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合には、修業年限に算入することができる。
- 5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 大学開放、赤十字事業及び自己点検評価

(大学開放)

第59条 地域社会と連携し、開かれた大学とするため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

(赤十字事業)

第60条 国際赤十字の一員である日本赤十字社と連携し、別に定めるところにより国内外における救護・救援その他の赤十字事業を実施することができる。

(自己点検評価等)

第61条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、学校教育法第109条第1項の点検及び評価(以下「自己点検評価」という。)を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

3 本学は、自己点検評価の結果及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第13章 雑則

(委任)

第62条 この学則に定めるもののほか、本学における修学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第63条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 第 31 条については、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 日赤学第 494 号）

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 日赤学第 522 号）

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 日赤学第 657 号）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に在籍する者については、この学則の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 2 月 日赤学第 402 号）

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 日赤学第 465 号）

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 日赤学第 416 号）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2「入学金」及び「授業料」は、令和 8 年度以降に入学する者について適用し、令和 8 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 9 月 日赤学第 241 号）

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 は、令和 8 年度以降に入学する者について適用し、令和 8 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 教育課程(第24条の2関係)

区 分		授 業 科 目 名	授業 実施 年次	時間数	単位数			備 考	
					必修	選択	自由		
基 礎 科 目	人 文 科 学	心理学	1	30		2			選択科目から 2単位以上選択
		哲学	2	30		2			
		教育学	2	30		2			
		芸術学	1	30		2			
		倫理学	2	30		2			
		文化人類学	2	30		2			
	社 会 科 学	社会学	1	30		2			○ 選択科目から 2単位以上選択
		現代社会と日本国憲法	1	30		2			
		経済学	1	30		2			
	自 然 科 学	化学	1	30		2			○ 選択科目から 2単位以上選択 ※○
		物理学	1	30		2			
		生物学	1	30		2			
		情報科学演習	1	30	1				
		統計学	1	15	1				
	単 位 小 計				2	24			
	語 学	英語講読	1	30	1				○ 選択科目から 2単位以上選択 ○
		実用英語	1	30		1			
		英語医学用語	2	30		1			
		看護英会話内科編	1	30	1				
		看護英会話外科編	2	30	1				
ロシア語Ⅰ(発音)		1	30		1				
ロシア語Ⅱ(発音・文法)		2	30		1				
単 位 小 計				3	4				
看護学 入門	看護学入門	1	30	1					
単 位 小 計				1	0				
の赤 十字 基礎	赤十字のしくみと活動	1	15	1					
単 位 小 計				1					
基 礎 科 目 計					7	28	0		15単位以上
専 門 基 礎 科 目	生 命 科 学	形態機能学Ⅰ	1	30	2				※ 選択科目から 4単位以上選択
		形態機能学Ⅱ	1	15	1				
		形態機能学演習	1	30	1				
		生化学	1	15	1				
		薬理学	1	30	2				
		感染免疫学	1	15	1				
		病理学	1	30	2				
		病態生理学	2	15		1			
		病態治療学Ⅰ(総論・呼吸・循環)	1	30	2				
		病態治療学Ⅱ(消化・代謝・ライフステージ)	1	30	2				
		病態治療学Ⅲ(精神神経・内分泌・整形・婦人)	2	30	2				
		病態治療学Ⅳ(頭頸部・皮膚・血液・泌尿・小児)	2	30	2				
		臨床栄養学	2	30	2				
		臨床薬理学	2	15		1			
		リハビリテーション論	2	15	1				
	保 健 科 学	健康論	1	30	2			※	
		スポーツと健康科学Ⅰ(体力向上と集団スポーツ)	1	30	1			○	
		スポーツと健康科学Ⅱ(健康の保持増進と個人スポーツ)	1	30	1			○	
		口腔保健論	2	15	1			※	
		公衆衛生学	2	30	2			※	
		社会保障制度論	2	30	2			※	
		疫学	2	30		2		※	
		保健統計学	3	15		1		※	
赤十字 実践の	赤十字救急法	1	30	1					
	赤十字とボランティア活動	1	15		1				
	赤十字避難所演習	2	30		1				
	専 門 基 礎 科 目 計					31	7	0	

区 分	授 業 科 目 名	授業 実施 年次	時間数	単位数			備 考
				必修	選択	自由	
専 門 科 目	基礎看護学	看護学概論	1	30	2		
		援助的人間関係論	1	30	2		
		看護過程	1	30	2		
		基礎看護技術Ⅰ(生活援助技術)	1	60	2		
		フィジカルアセスメント	1	30	1		
		基礎看護技術Ⅱ(治療・処置に伴う技術)	1	30	1		
		基礎看護技術Ⅲ(検査・与薬に伴う技術)	2	30	1		
		基礎看護学実習Ⅰ(看護活動の理解)	1	45	1		
		基礎看護学実習Ⅱ(看護過程の展開)	2	90	2		
		単 位 小 計			14		
	地域・在宅看護学	在宅看護概論	2	15	1		
		地域看護学概論	2	15	1		※
		地域包括ケア論	2	15	1		
		地域・在宅看護学方法論	2	30	2		
		地域・在宅看護学演習	3	30	1		
		地域・在宅看護学実習	3~4	90	2		
		単 位 小 計			8		
	成人看護学	成人看護学概論	1	15	1		
		成人慢性看護学方法論	2	30	2		
		成人急性看護学方法論	2	30	2		
		成人慢性看護学演習	2	30	1		
		成人急性看護学演習	2	30	1		
		成人慢性看護学実習	3~4	135	3		
		成人急性看護学実習	3~4	135	3		
		単 位 小 計			13		
	老年看護学	老年看護学概論	1	15	1		
		老年看護学方法論	2	30	2		
		老年看護学演習	2	30	1		
		老年看護学実習Ⅰ(介護保険施設)	3~4	45	1		
		老年看護学実習Ⅱ(病院)	3~4	135	3		
		単 位 小 計			8		
	小児看護学	小児看護学概論	2	15	1		
		小児看護学方法論	2	30	2		
		小児看護学演習	3	30	1		
		小児看護学実習	3~4	90	2		
		単 位 小 計			6		
	母性看護学	母性看護学概論	2	15	1		
		母性看護学方法論	2	30	2		
		母性看護学演習	3	30	1		
		母性看護学実習	3~4	90	2		
		単 位 小 計			6		
	精神看護学	精神看護学概論	2	15	1		
		精神看護学方法論	2	30	2		
		精神看護学演習	3	30	1		
		精神看護学実習	3~4	90	2		
		単 位 小 計			6		
	看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ(臨床看護技術演習)	2	30	1		
		看護の統合と実践Ⅱ(医療安全)	3	15	1		
		看護管理学	3	15	1		
		看護倫理	4	15	1		
		看護総合実習	4	90	2		
		クリティカルケア特講	4	15		1	
		エンド・オブ・ライフケア特講	4	15		1	
		臨床薬理学特講	4	15		1	●
		基礎医学特講	4	15		1	●
		臨床医学特講	4	15		1	
		基礎看護学特講	4	15		1	●
		臨床看護学特講	4	15		1	
		広域看護学特講	4	15		1	
		特別認定単位科目	1~4	15		1	
		単 位 小 計			6	6	3
	災害・国際	災害看護論	2	30	2		※
		国際保健学	4	15	1		※
		赤十字と国際活動	4	15		1	
		赤十字健康生活支援法	4	30		1	
		赤十字国際活動演習	1~4	30		1	
		赤十字幼児安全法	4	30		1	
		単 位 小 計			3	1	3
	研究	看護研究方法	3	30	1		
		研究Ⅰ(研究計画)	4	30	1		
		研究Ⅱ(論文)	4	30	1		
		単 位 小 計			3	0	
保健師養成課程	公衆衛生看護学概論	3	15		1		※
	地域生活支援論Ⅰ(家庭訪問・健康相談)	3	30		1		※
	地域生活支援論Ⅱ(健康教育)	4	15		1		※◆
	公衆衛生看護学方法論Ⅰ(地域診断)	4	30		1		※◆
	公衆衛生看護学方法論Ⅱ(地区活動)	4	15		1		※
	公衆衛生看護学活動論Ⅰ(ライフステージ別)	4	30		2		※
	公衆衛生看護学活動論Ⅱ(健康課題別)	4	30		2		※
	公衆衛生看護管理論	4	15		1		※◆
	保健医療福祉行政論	4	15		1		※◆
	公衆衛生看護学実習Ⅰ(地域アセスメント実習)	4	45		1		※◆
	公衆衛生看護学実習Ⅱ(公衆衛生看護活動の展開)	4	180		4		※◆
	保健統計学特講	4	15		1		
	単 位 小 計				17		
専 門 科 目 計				73	24	6	74単位以上
単 位 合 計				111	59	6	卒業要件 124単位以上

※ 保健師養成課程を履修する場合は必修。

○ 看護教諭二種免許を取得する場合は必修、 ◆ 保健師養成課程履修者のみ選択可

別表第2 授業料等の種類及び金額 (第40条、第41条、第42条、第43条、第45条関係)

	金 額	摘 要
入 学 金	250,000 円	入学試験合格時
授 業 料	1,250,000 円	前 期 600,000 円 4 月中 年 額 後 期 650,000 円 10 月中
実 験 実 習 料	150,000 円	年額 4 月中
維 持 運 営 費	150,000 円	年額 4 月中
在 籍 料	50,000 円	半 期
入 学 検 定 料	30,000 円	学校推薦型選抜、一般型選抜、社会人学士等選抜入学願書提出時
	15,000 円	大学入学共通テスト利用選抜(前期・後期)、総合型選抜入学願書提出時
	20,000 円	大学入学共通テスト利用選抜(赤十字6看護大学連携併願)入学願書提出時
保健師教育履修料 (看護師教育履修科目分を除く)	200,000 円	第4年次前期

備考

同一年度に複数の選抜試験を受験する場合は、入学検定料を減免することができる。減免についての詳細は、別に定める。